

住宅リフォーム助成（丹波篠山市産業活性化支援助成金） 手続の説明及びご注意いただくこと

1 手続の説明

(1) 今後の手続の流れと提出書類は、下図のとおりです。申請書の提出、工事完了の報告書の提出は、丹波篠山市商工観光課（市役所第2庁舎2階）の窓口で行ってください。（代理人による申請は可能です。その際の委任状等は不要です。）

※郵便での提出は、ご遠慮ください。



2 特にご注意いただくこと

(1) 当選の通知は、助成の決定をしたものではありません！！

今後、助成金交付申請書に工事内容等の必要事項を記入し、提出していただく必要があります。市で、同申請書を受領した後、その内容を審査し、助成することが適当であると認められた場合に、「助成金交付決定通知書」を申請者に送付して正式決定となります。同決定通知書を受け取ってから工事を着手してください(それまでに着手している工事や完了している工事は、助成対象外となります。)

(2) 助成対象となる工事をご確認ください！！

【助成対象となる工事】

助成対象となる工事は、次の①～③に該当し施工業者による工事を伴うものです。

- ① 住宅の改修工事、住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良、設備改善のための工事(一部増築を含む)
- ② 住宅敷地内での自家用駐車場の設置、修繕の工事
- ③ 住宅の防犯機能を高める工事

【助成対象とならない工事】

単なる電化製品の取り替え工事、備品の取り替えは、助成対象となりません。住宅とは、人の居住を用途とする建築物としておりますので、植栽、溝等の建築物と言えない部分の工事は、原則として助成対象となりません。

※助成金交付決定前に着工または完了している工事は、対象となりません。

※直前3年度内(令和5～7年度)にこの助成金の交付対象となった住宅等は、対象となりません。

※本市の他の住宅助成制度を受けている工事は、対象となりません。

ただし、「スマートエネルギー導入補助金」は、併せて助成を受けることが可能です。

- × エアコン、食洗機、冷蔵庫、洗濯機等の電化製品の取り替え
- × ガスコンロ、IHコンロの単独での取替え
→ただし、システムキッチン全体を取り替える場合やコンロと一体のもののみなされる給湯器と一緒に取り替える場合は、助成対象となります。
- × 網戸、下駄箱などの備品の単独での取替え、畳や障子の張替え等の工事と言えないもの
→ただし、部屋全体のリフォームを一緒に行う場合は、助成対象となります。
- × シロアリ駆除
→ただし、床や部屋全体のリフォームを一緒に行う場合は、助成対象となる場合があります。
- × 植栽、溝、庭の整備
→ただし、植栽や溝を取り壊して門を設置する場合は、助成対象となります。また、環境緑化のため生垣等を造成する場合は、助成対象となります。さらに、庭を駐車場として整備する場合は対象となります。

(3) 「助成申請者＝工事を行う住宅の所有者で、その住宅に居住している。」ことが助成の条件です！！

当事業の助成対象住宅は、「助成申請者が居住する市内の持ち家」であるため、助成申請は、住宅の所有者名で行ってください。

助成申請者が、工事を行う住宅に居住及び所有していることを確認できない場合は、助成対象外となります。ただし、やむを得ない事情がある場合は、理由書等を提出いただくことで、助成対象となる場合もありますので、ご連絡ください。

(4) 工事前後が、一目でわかる写真の添付をお願いします！！

助成金交付申請書及び実績報告書に添付する写真は、次の点にご注意ください。

- ・ 工事を施工する箇所の写真を添付してください。(A4用紙に印刷または貼り付けてください。)
- ・ 鮮明な画質の写真をご用意ください。特に、デジカメで撮影した写真を普通紙にプリントする場合は、お気をつけください。
- ・ 助成申請時に工事前の写真、実績報告時に工事作業中及び工事後の写真を添付してください。

※工事の前と後の違いが、写真で明らかにわかる場合は、工事作業中の写真は不要です。

- ・ 屋根等のご自分で工事前に写真を撮ることができない箇所については、施工業者に工事を行う直前に撮影してもらい、実績報告時に添付していただいても構いません。

(5) 見積書、領収書、工事完了証明書に工事施工業者の社印が押されているかご確認ください！！

助成申請や実績報告を行っていただく際に、工事施工業者から工事見積書や工事代金領収書、工事完了証明書等の書類を用意していただきます。これらに工事施工業者の同じ社印が押されていること、丹波篠山市内の住所が記載されていることをご確認ください。工事代金領収書は収入金額による区分で収入印紙が必要です。

(6) 会社、店舗、事務所等の事業用の部分の工事は、助成対象外となります！！

本制度の助成対象となる住宅は、居住用の住宅だけです。店舗・事業所との兼用住宅の場合、住居部分を工事する場合は、助成対象となりますが、屋根や外壁等、住宅部分と店舗・事業所部分との線引きができない部分を工事する場合は、工事費を床面積で按分します。

(7) 助成対象者は下記の要件すべてに該当する方です！！

以下の要件をすべて満たさない場合は、対象外となります

- ① 市内にお住まいで住民登録を有する方
- ② 市税の滞納や市の各種融資の償還について滞納がない方
- ③ 助成対象住宅の所有者で、その住宅に居住している方
- ④ 直前3年度内(令和5～7年度)にこの助成金の交付を受けていない方

3 その他の注意点

- (1) 工事は、必ず市内施工業者をお願いしてください。なお、市内施工業者とは、丹波篠山市内に本社を有する業者(個人業者を含む)です。市外に本社があり丹波篠山市内に支店、営業所が有る場合は、助成はできませんのでご注意ください。
- (2) 助成申請者が、工事業者に対して分割で支払い(ローン)をした場合は、助成対象となりません。
- (3) 助成を辞退される場合は、丹波篠山市商工観光課(電話079-552-0100)までご連絡ください。辞退届を提出していただきます。
- (4) 当課で審査の結果、助成申請者の申請を助成対象外と判断した場合であっても、書類作成においてかかった費用は、お支払いできませんのでご了承ください。
- (5) 助成金の交付にあたっては、担当職員が実地調査を行うことがあります。